

メンヘラ

伊藤 ひなた 井村 日香梨 上村 亜美

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

近年、心に何かしらの問題を抱えているという意味合いで女性に対してメンヘラという言葉が若者の間でよく用いられている。メンヘラの女性が増えている背景にはどのような理由があるのだろうか。そこで、本研究では働く女性の現状を知ると共に、今日においてメンヘラ女子が増える理由を女性の社会進出の時代となったことで生じているであろう女性が抱える問題と比較しながら考察していくことにする。

1章 女性の働き方の変化

この章では、最近問題になっているメンヘラについて紹介すると共に、女性の社会進出の現状について考察していくことにする。

1.1 節 メンヘラとは

メンヘラとは、初めはインターネット上の掲示板「2ちゃんねる」を利用する人（メンタルヘルス板を利用する人）を指す言葉として用いられたが、現在はそれに加えて「心に何かしらの問題を抱えている人」という意味合いでインターネットを中心として日常の中でも用いられている。特に、「常にマイナス思考の女性」や「友人や彼氏に対して嫉妬深い女性」等、女性に対して用いられることが殆どである。その理由として、草食系男子の増加が要因なのではないかと言われている。草食系男子の増加の理由として、インターネット等では娯楽の増加やオタク文化の普及、ニートの増加などが挙げられる。

1.2 節 女性の社会進出

日経ビジネス[5]によると女性の就業率が過去最高の 69.9%に達している。特に、この 6 年間で男女合わせた就業者は 450 万人増えており、その中で女性が 303 万人増えていることが非常に注目すべきことである。すなわち、この 6 年間で急激に女性の就業者が増えているのである。その理由の一つとして、女性活躍推進法が大きく上げられる。女性活躍推進法が施行されたことで、その流れはより加速していると考えられている。女性活躍推進法とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称であり、女性が仕事で活躍することを雇用主である企業などが推進することを義務付けた法律のことである。また、女性活躍加速化助成金は女性活躍推進法に基づいて、女性活躍を推進する中小企業主を支援するために設置された助成金であり、書類の提出と審査、制度の導入があり、誰でも助成金を受け取れるわけではないが、借入金と違って一度支給されれば返済の義務がないことがメリットとして挙げられる。この助成金の重要なことは企業内の女性活躍における数値を公表するということである。すなわち、助成金を受けるためには自社の女性の活躍状況を分析、自社の課題解決のための行動計画策定、行動期間内に取組目標を達成し実施状況を公表、加速化AまたはNコースを申請という4つのステップを踏む必要があり、女性を様々な部署や役職につけることで受けることができる助成制度のことであり、「ワーク・ライフ・バランス」の一環として定められた両立支援等助成金制度の一種として新たに加わったも

お問い合わせ先：〒814-0198 福岡市城南区別府 5 丁目 7-1 中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治研究室 mail:hashimot@nakamura-u.ac.jp

のである。

独立行政法人労働政策研究・研修機構[1]によると、1980年代の専業主婦世帯が約1100万世帯、共働き世帯が約600万世帯に対して、2018年の共働き世帯は約1200万世帯、専業主婦世帯は600万世帯であり、約40年間で状況が逆転している。この理由としては女性の就業労働意欲の高まりが考えられる。以下のグラフ（国土交通省：女性の就業状況の変化[2]）より分かるように専業主婦であった人達が外に出て働くという形に変化している。すなわち、専業主婦世帯が両立型へと変化したことが大きな要因となっているのである。

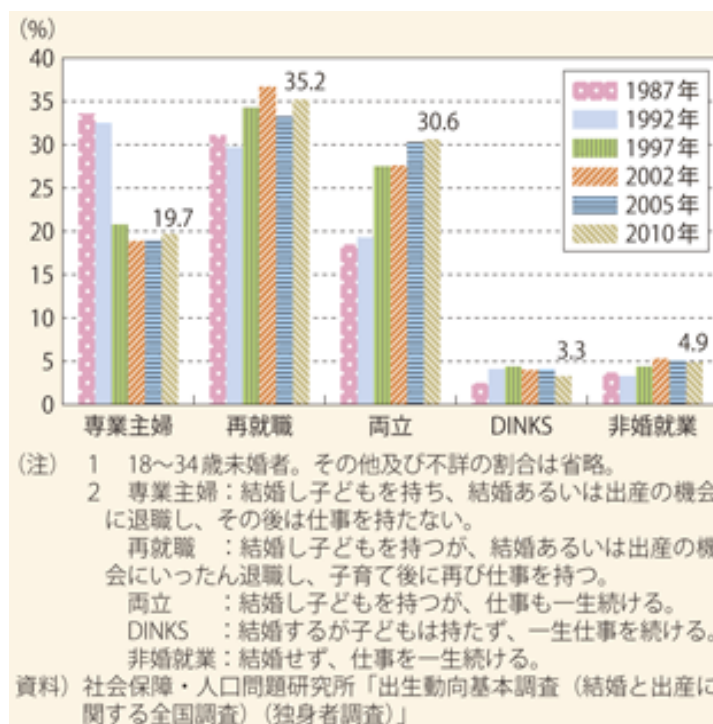


表1：女性の就業状況の変化

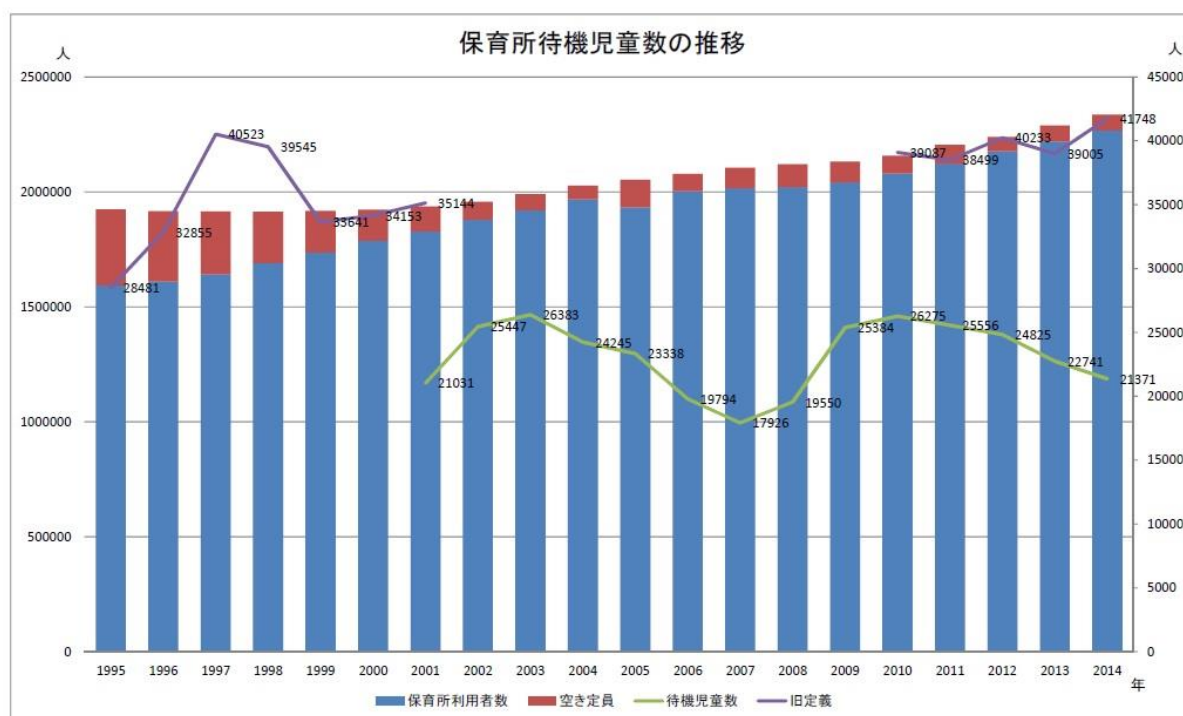
（国土交通省：「女性の就業状況の変化」より引用[2]）

表1から分かるように専業主婦世帯と両立型の変化に相関関係が見られる。専業主婦が外に出て働くようになった要因の1つとして家族手当の変化が考えられる。昨今、政府が女性活躍推進の動きを強めている。具体的には、公務員では配偶者13,000円、子ども6,500円、父母等6,500円となっている扶養手当を平成29年度より段階的に配偶者6,500円、子ども1人当たり10,000円、父母等6,500円（いずれも月額金額）に変更して、平成30年度には完全に子ども重視の手当てへ移行することが決定している。このようなことが、専業主婦世帯が減り、結婚しても仕事を続ける両立型が増えた要因となっている。

2章 メンヘラの原因

この章では、待機児童が増え続けている現状において、保育所の利用率と待機児童数との関係について考えていくことにする。

2.1 節 待機児童数～新基準と旧基準～



1995年から2000年は、厚生労働省「保育サービス需給・待機の状況（平成12年4月1日）」
 1999年は、厚生労働省「保育所の入所待機児童数（11年4月）等について」
 2001年から2009年は、厚生労働省「保育所の状況（各年4月1日）等について」
 2010年から2014年は、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（各年4月1日）」
 より作成、なお、保育所定員と入所者数は、後に修正されていますが、いずれも発表当時の数のままにしています。

表2：保育所待機児童数の推移
 （佐藤敬二氏（立命館大学法学部教授）HPより引用[3]）

上記の表は1995年からの保育所待機児童数を示している。紫の折れ線が旧定義を示し、緑が新定義を示している。旧定義では他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所に入所する為に待機している児童や地方単独保育事業を利用しながら待機している児童が待機児童数に含まれており、新定義ではこれらが含まれていないことに違いがある。

2014年の保育所利用者に注目すると、保育所利用者と空き定員を合わせた受け入れ定員に対する保育所利用者の割合は97%となっており、状況として飽和状態であることが考えられる。待機児童を新定義で考えるならば受け入れ定員の増加により待機児童数は減少していると考えられることができる。一方で、待機児童を旧定義で考えるならば受け入れ定員の増加を超える待機児童数の増加、すなわち、保育現場の受け入れ態勢は飽和状態にも関わらず待機児童数は増え続けている深刻な状況と考えることができる。ここで重要なことは新定義と旧定義で約1万人の差が生じている大きな理由となっている「他に入所可能な保育所があるにも関わらず第1希望の保育所に入所する為に待機している児童」である。保護者の選択する第1希望とはどういうものなのかを考えると、それはある種の我がままと考えることもできなくはないが、保育現場が飽和状態ということ踏まえ、保護者は切実な状況で送り迎えが実現可能な範囲、すなわち、入所の為にかなり理想を下げて第一希望を設定していると考えることが妥当であろう。従って、これらを踏まえて表を見ると、旧定義が現状を反映している、つまり、保育所は飽和状態にあり、また、待機児童数は増え続けているのが現状と言えるであろう。

2.2 節 保育所利用率と待機児童の詳細

待機児童が増え続けている現状において、保育所の利用率と待機児童数との関係について考えていく。表3は、平成23年(2011年)から平成30年(2018年)の保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移を示している。赤は全体の待機児童数を示し、緑の折れ線は1・2歳児の保育所等利用率、青の折れ線が全体の保育所等利用率を示している。2010年から現在にかけて1・2歳児の保育所等利用率が急速に伸びており、平成30年では保育所利用児童の47%が1・2歳児となっている。また、表4は、平成30年における年齢区分別の利用児童数・待機児童数を示しており、低年齢児が全体の88.6%を占めており、特に1・2歳児(74.2%)の割合が高くなっている。



表3：保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移

	30年利用児童数	30年待機児童数
低年齢児(0～2歳)	1,071,261人 (41.0%)	17,626人 (88.6%)
うち0歳児	149,948人 (5.7%)	2,868人 (14.4%)
うち1・2歳児	921,313人 (35.2%)	14,758人 (74.2%)
3歳以上児	1,543,144人 (59.0%)	2,269人 (11.4%)
全年齢児計	2,614,405人 (100.0%)	19,895人 (100.0%)

(注)利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)。

表4：年齢区分別の利用児童数・待機児童数

(厚生労働省：Press Release「保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)」より引用[4])

待機児童の殆どが低年齢児であることの理由として、両立世帯が増えたことにより1・2歳児の保育所の利用者数が急増したこと原因の一つであり、1・2歳児の保育所の利用者数の増加は産休・育休とも関連していると考えられる。すなわち、現在では子どもが生まれてから半年から1年の育休を取得することが働く女性の中ではスタンダードになりつつあり、1・2歳児に比べて0歳児の利用率及び待機児童数が少ない状況である。一方、育休期間を終えた1・2歳児で一気に保育所への需要が高まり、利用率及び待機児童数が急増したと推測することができるであろう。

まとめ

これまで述べてきたように、メンヘラと呼ばれる女性が増加している背景には女性の社会進出、それに伴う様々なストレスが原因と考えることができる。働きたい女性と共に働かなければならない女性が増加する中でパワハラやセクハラ等のハラスメントの問題に多くの女性は悩んでいる。また、特に子どもを持つ女性にとっては愛情を注がなければならない・愛情を注ぎたい時期に子どもを預けなければならないというストレスに加えて、預けたくても預けられないといった待機児童問題、更には、保育所での子どもへの虐待報道等による預けることへの不安といった様々な要因が働く女性を苦しめているのが現状である。

女性の社会進出は望ましいことであるが、それを政府として真剣に推し進めていくのであれば女性が働きやすい環境づくりも政府として対応していく必要があるはずである。その中で待機児童の問題は保育士不足と関係しており、給料の改善による不満解消や人員確保、人員増加による仕事時間・内容の改善等、効果的で具体的な対策は保育現場からも提案されている。すなわち、子どもを持つ女性が働きやすい職場環境、安心して預けられる保育環境の改善がメンヘラとなる女性を減らす第一歩であり、日本が男女共同参画社会へと進む為に必要不可欠なことなのである。

参考文献

1. 独立行政法人労働政策研究・研修機構「図 12 専業主婦世帯と共働き世帯」(2019 年 12 月 5 日確認)
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>
2. 国土交通省「女性の就業状況の変化」(2019 年 6 月 26 日確認)
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h24/hakusho/h25/html/n1213000.html>
3. 佐藤敬二氏(立命館大学法学部教授)HP 社会法資料集, 社会保障法〔児童福祉法・こども子育て支援法〕☆待機児童数の推移(2020 年 1 月 9 日確認)
<http://www.ritsumeai.ac.jp/~satokei/sociallaw/waitingchildren.html>
4. 厚生労働省 Press Release「保育所等関連状況取りまとめ(平成 30 年 4 月 1 日)」(2020 年 1 月 9 日確認)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>
5. 日経ビジネス「女性の「就業率」が過去最高の 69.9%に」(2020 年 1 月 9 日確認)
<https://business.nikkei.com/atcl/report/16/021900010/091300076/>